# 旧明野村内における廃棄物最終処分場の適地基準

(財)山梨県環境整備事業団が旧明野村内で適地調査を行うための候補地の適地基準 は次のとおりとする。

## 第1次スクリーニング(法令による規制等の指定地域)

自然環境の保全、生活環境の保全、災害の防止の観点から、すでに制定されている法律及び県・市町村条例により規制・保全など明確に指定されている地域を除外する。

項目	法 令 名 等	地域指定等
自然環境の保全	自然公園法	・国立公園 ・国定公園
	県立自然公園条例	・県立自然公園
	県自然環境保全条例	・自然環境保全地区 ・自然記念物
	鳥獣保護法	・鳥獣保護地区
	森林法	・風致保安林
生活環境の保全	都市計画法	・商業系、住居系の用途地域 ・風致地区
	森林法	・水源かん養保安林等
災害の防止	森林法	・土砂流出防備保安林等
	河川法	・河川区域 ・河川保全区域
	急傾斜地災害防止法	・急傾斜地崩壊危険区域
	地すべり等防止法	・地すべり防止区域
	砂防法	・砂防指定地
その他	市町村の条例	・自然環境の保全、生活環境の保全、 災害の防止等の観点から規制・保全 など明確に指定されている地域
	文化財保護法	・史跡 ・名勝 ・天然記念物 ・伝統的構造物群保存地区

## 第2次スクリーニング(法令以外に配慮すべき区域)

すでに制定されている県・市町村等の計画、自然環境の保全、生活環境の保全、災害の防止などの観点から配慮すべき区域を除外する。 ただし、代替措置が可能な場合は立地候補地として検討する。

項 目	内	容
自然環境の保全	希少野生動植物の保護	希少野生動植物の生息等に重大な影響を与え る区域
生活環境の保全	水道水源との位置関係	立地場所下流方向の至近位置に水道水源井戸がある区域 放流先河川下流方向の至近位置に水道水源の 取水口がある区域
	放流先の状況	公共下水、河川に放流できない区域
	集落との位置関係等	周囲に集落がある区域 アクセス道路が集落を通過する区域
災害の防止	活断層	活断層(確実度 及び )が至近位置にある 区域
そ の 他	県・市町村等の計画	県・市町村等の施設計画がある区域
	埋蔵文化財	貴重な埋蔵文化財がある区域
	土地利用の状況	既存の施設や施設計画がある区域 集団的な優良農地がある区域
	道路アクセス	比較的近くまで利用できる道路がない区域

### 最終処分場の立地に必要な面積

原則として、平地の場合 5 h a 以上、傾斜地の場合 6 ~ 8 h a 以上の面積が確保できる場所

### 山梨県環境整備事業団の適地調査手順について

旧明野村内における廃棄物最終処分場建設候補地の適地調査は、次のような作業手順で行った。

- 1 「第1次スクリ・ニング」として、自然環境・生活環境の保全、災害防止等の観点から 既に制定されている法律や条例により、明確に指定されている地域を除外した。
  - \*「法令による規制等の指定地域」に関する情報のうち、法律と県条例に関する情報は、 山梨県が保有する地理情報システム(GIS)に整備されていることから、このシ ステムを活用した。
- 2 「第2次スクリ-ニング」の法令以外に配慮すべき項目を地図上に表示した。
- 3 指定地域以外の白地で示された地域の中から、最終処分場の立地に必要な面積(平地で5ha、傾斜地で6~8ha)が確保できそうな場所を抽出するため、集落地域や狭い地域など、明らかな不適地を除いた4箇所の候補地エリアを設定した。
- 4 2万5千分の1の地図上では、細部の等高線や谷の形態、人家集落、放流先河川、アクセス道路の距離等が読み取れない部分があるため、別に1万分の1の旧明野村全図に4箇所のエリアと各種情報を落とした「抽出用作業図」を作成した。
- 5 この作業図により別表のとおり1~8までの8箇所を抽出した。
- 6 抽出された8箇所の候補地について、北杜市が保有する条例や長期計画等に関する情 報の提供を市に依頼し、「廃棄物最終処分場候補地適地調査表」及び「調査結果図」を 作成した。